

児童家庭支援センターが対象とするケースと 子ども虐待ケース支援の特徴に関する研究

—全国児童家庭支援センターへの調査から—

藤田 美枝子¹⁾ 村瀬 修²⁾ 小楠 禮司²⁾ 名倉 恒夫²⁾

1) 聖隷クリストファー大学

2) 浜松市児童家庭支援センター

Characteristics of Family Support Center Cases and Child Abuse Case Support

Mieko FUJITA¹⁾ Osamu MURASE²⁾ Reiji OGUSU²⁾ Tsuneo NAGURA²⁾

抄録

児童家庭支援センターは児童相談所の補完的機能を果たす相談機関として、1997年の児童福祉法の改正で設置された。

2015年に全国104センターに対し、①相談ケースのうちの要保護児童対策地域協議会への登録ケースの割合、②児童家庭支援センターによる児童虐待ケース支援の特徴、③市町村が対応しているケースや要保護児童対策地域協議会への支援の実際、等についてアンケート調査を行い、次の結果を得た。

(1) 児童家庭支援センター設置運営要綱では、相談対象は「専門的知識及び技術を必要とするもの」とされている。それは、要保護児童対策地域協議会の管理ケースと重なっている。調査結果では、相談実績の中の要保護児童対策地域協議会の管理ケースが4.0%であったことは、相談活動が極めて不十分なものであることを示唆している。今後は、要保護・要支援児童への談を中心に据え、支援の質を高めることが必要である。

(2) 児童家庭支援センターの児童虐待ケースへの支援には、①児童虐待の予防に視点を置いた支援の可能性はある、②支援の際の困難は、児童家庭支援センターの役割が不鮮明であること等にその要因がある、③児童相談所と市町村の間であって、独自の役割・機能があること、などが分かった。

(3) 市町村と共同して行う連携は進んでいるものの、市町村への技術的助言などの領域へ十分に入り込めていない。市町村への専門的支援ができるように力量を高める必要がある。

(4) 児童相談所からの指導委託ケースで、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなっているのは半数にとどまり、課題となっている。

2016年の改正児童福祉法の具体化により、児童家庭支援センターの存在意義が問われており、活動の質の担保と活動量の拡大が求められている。

キーワード：児童家庭支援センター、家庭児童相談室、市町村支援

Key words : Family Support Center, Consultation Room for Families and Children, Support to municipalities

I. 研究の背景

2015年度に児童相談所（以後、「児相」）が対応した子ども虐待件数は10万件を突破した。厚生労働省（以後、「厚労省」）が統計を取り始めた1990年の1,101件以降、相談件数は一度も減少することなく、26年間で約100倍に達した。複雑・多様化した背景をもつ不適切養育や子ども虐待への支援の難しさがここに示されている。

児童家庭支援センターは児相の補完機能を果たす拠点として設置された相談機関である。全国で114カ所（2016年10月現在）に設置され、年間約29千件の相談に応じている。しかし、「児童虐待防止対策の在り方に関する専門委員会報告書」（厚労省、2015）では、児童家庭支援センターは「子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって役割が不鮮明」などと指摘されている。

そうした状況の下、本稿では、児童家庭支援センターが行っている活動の現状と課題、さらには課題達成のための方策について明らかにすることを目指した。

II. 問題意識

1. 児童家庭支援センターについて

児童家庭支援センターは、児童福祉法第44条の2に規定された相談支援機関で、1997年の児童福祉法改正によって制度化された。そこには、子ども虐待の増加などをめぐる問題に、児相だけでは対応が難しくなったという背景があった。児童家庭支援センターは、厚労省が定めた「児童家庭支援センター設置運営要綱」（厚労省、2016）（以後、「運営要綱」）が示す各事業に則って運営され、職員数は所長以下、相談

員2名、心理療法職員1名と規定されている。

1990年代中盤から急増した子ども虐待への対応のため、2004年に児童福祉法の大規模な改正が行われ、それに合わせ2009年および2011年に運営要綱が改正された。主な改正点は、①それまで家庭や地域からの「各般の」相談に応ずるとされていたものが、「専門的な知識及び技術を必要とする」相談へと変更されたことと、②市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことが新たに加わったことである。

改正の結果、運営要綱に定められた事業は次の5つとなった。

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- (2) 市町村の求めに応ずる事業
- (3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導
- (4) 里親等への支援
- (5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童福祉法改正や運営要綱改正の結果、社会的養護における関係機関の支援対象や連携は、図1のように整理された。この図では、児童家庭支援センターの相談対象は要保護児童及び要支援児童（以後、特定妊婦も加え「要保護児童等」とする）とされている。

2. 2013年全国調査の結果と課題

筆者らは、2013年に全国の児童家庭支援センターの活動状況を、運営要綱の事業項目ごとに調査を行った。（藤田 他、2015）

その結果、次のことが分かった。

- ①児相・児童家庭支援センター・市町村の三者のケース支援における役割分担で、児相に次いで専門性を必要とする事例を担うのが児童家庭支援センターであると理解していたのは、回答のあった79センターのうち21カ所（27.3%）であり、39カ所（50.6%）では市町

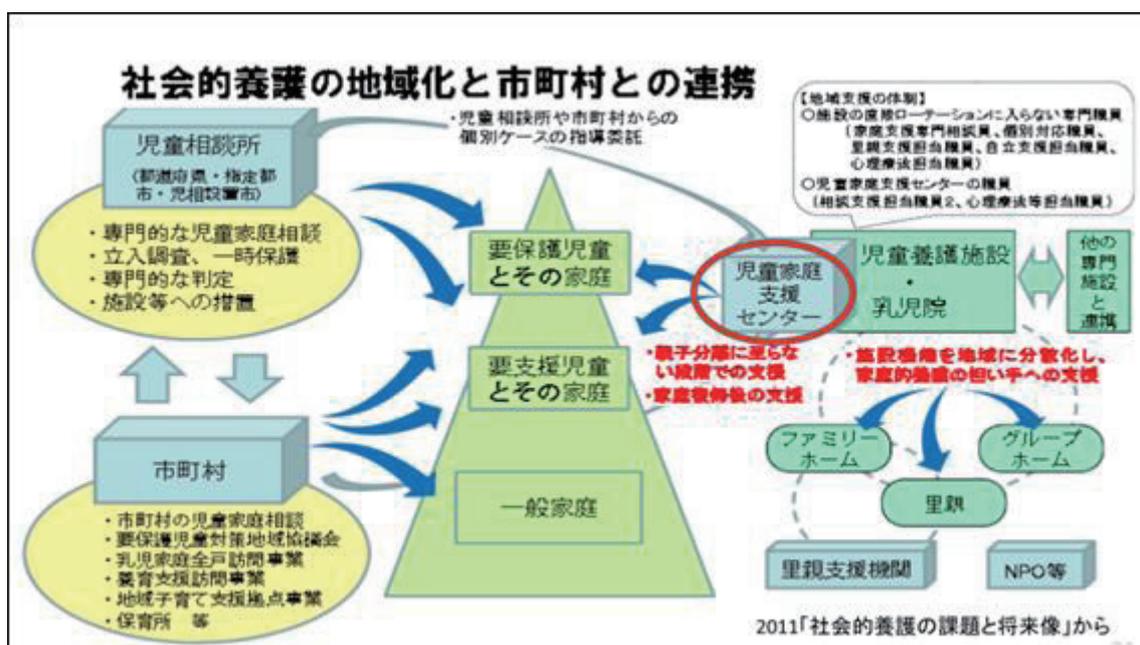


図1 社会的養護における関係機関の支援対象や機関連携

村と同じ程度の専門性を必要とするケースへ対応すると受けとめられていた。

- ②市町村の求めに応じ、「技術的助言その他必要な援助を行う」事業に取り組んでいたのは、50センター（63.3%）だった。その内容は、子育て短期支援事業から、乳幼児健診への心理士派遣や、教育委員会のいじめ電話相談等まで多岐にわたっており、児童家庭支援センター独自の専門性がどこにあるのか判断に迷う状態だった。
- ③児相からの指導委託を受託していたのは56センター（70.9%）であった。
- ④「里親等への支援」を実施していたのは42センター（53.2%）にとどまっていた。
- ⑤2004年の児童福祉法の改正で創設された要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）は、地域における支援と連携の基本組織である。要対協の三層構造の会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）への児童家庭支援センターの参加状況を見ると、三つの会

議の全ての会議に参加できているのは40センター（50.6%）にとどまり、個別ケース検討会議の参加状況は、年間12回以上（概ね月1回以上）参加しているセンターは17ヶ所にとどまっていた。

これらの結果から、全国の児童家庭支援センターの活動状況は必ずしも運営要綱に沿ったものとはなっていないことが明らかになった。

特に、児相・児童家庭支援センター・市町村の役割分担の理解が一致していないことから、運営要綱が求めている「専門的知識及び技術を必要とする」ケースへどう対応しているのか、という疑問が生じた。

また、「専門的知識及び技術を必要とする」ケース、とりわけ子ども虐待事例を支援するにあたり、児童家庭支援センターは自らの有利な点や困難な点はどこにあると感じているのだろうか。それらを明らかにすることは、児童家庭支援センターの相談活動の特徴を明らかにすることにつながると思った。

Ⅲ. 先行研究

2004年の児童福祉法の改正により、市町村が子どもと家庭の相談の第一義的相談窓口となった。この新たな子ども家庭福祉の支援体制の下で、支援体制の強化と連携の在り方などについて様々な研究が進められた。児童家庭支援センターに関する研究では、著者らの研究との関連から、2009年の運営要綱の大幅な改定以降の研究が重要であるが、それには、崔(2012)及び先に述べた藤田らの2013年調査(藤田他, 2015)の2つがある。

崔は、市町村との連携性に焦点をあて、児童家庭支援センターの機能を明らかにし、その機能強化について考察し、①連携のための関係構築、②地域と一体的連携支援、③有機的協働支援、④発展的援助支援、⑤予防的子育て支援、⑥要支援・要保護的支援、に整理している。児童家庭支援センターが運営要綱に沿って十分に機能を発揮している場合には、こうした整理は有効なものと考えられる。

Ⅳ. 目的

2013年調査を踏まえ、以下の2点を目的としたアンケート調査を行った。

- (1) 「専門的知識及び技術を必要」とする事例とは、要保護・要支援事例であり、要対協の管理ケースの中に含まれる。そこで、児童家庭支援センターが対応した相談ケースの中で、要対協の管理ケースがどのくらいあるのかを明らかにする。
- (2) 児童家庭支援センターが子ども虐待ケースへ支援をする際に感じている、有利な点と困難な点を明らかにする。

Ⅴ. 研究の方法

アンケート調査の対象は、2014年度実績のあったセンター104ヵ所とした。

実施期間は2015年7月初めから8月初めで、方法は「アンケート調査票」を郵送し、同意の上で、記入と返送を依頼した。

調査票の内容は、(1)2014年度に対応した相談ケースと要対協との関係、(2)子ども虐待ケースへの支援の内容、(3)子ども虐待ケースの支援において児童家庭支援センターが「有利な点」と「困難点」、(4)市町村への援助の具体的内容、(5)児相からの指導委託、(6)里親支援の内容、であった。

(3)についてはKJ法で分析した。(6)は今回の報告とは直接の関連がないため論述から除外した。

Ⅵ. 倫理的配慮

本研究は、聖隷クリストファー大学の倫理審査委員会の承認を得て行った。

調査対象機関に対して、本調査の趣旨とともに機関や個人を特定することなく結果の処理を行うことを説明した。

Ⅶ. 研究結果

回答は、104ヵ所の対象センターのうち83ヵ所からあり、回収率は79.8%であった。

1. 相談ケースと要対協管理ケース

- (1) 2014年度1年間に対応した相談ケースのうち、複数回対応したケース(以後、「継続ケース」)を把握しているセンターは提出があった83センターのうち、80センターだった。

更に、継続ケースのなかの要対協管理ケースを把握しているのは70センターであった。

- (2) その70センターの2014年度の相談件数は、計23,588件だった。そのうち継続ケース数は計10,321件だった。その中で、要対協管理ケース数は計943件だった。これは相談件数合計の4.0%、継続ケース合計の9.1%だった。
- (3) 70センターの要対協管理ケースの合計943件の中で、虐待ケースは589件(64.7%)だった。
- (4) 70センターのうち、要対協管理ケースについて個別ケース検討会議へ参加したのは、合計352件だった。これは70センターが対応している要対協管理ケース(943件)の37.3%だった。
- (5) 要対協管理ケース数943の中で、主担当機関となっているケース数は合計83件で、これはセンターが対応している要対協管理ケースの8.8%だった。

2. 子ども虐待ケースへの支援の内容

- (1) 調査票の提出のあった83カ所のセンターのうち、子ども虐待ケースへ支援を行っているセンターは76カ所(91.6%)だった。
- (2) 子ども虐待ケースへの支援の内容を多い順にみると、①電話による相談72カ所(86.7%)、②来所による保護者への個別面接62カ所(74.7%)、③来所による子どもへの個別面接56カ所(67.5%)、④家庭訪問による面接55カ所(66.3%)、⑤個別心理療法50カ所(60.2%)、⑥保護者へのグループ面接やペアレントトレーニングなど18カ所(21.7%)、だった。その他の支援は24カ所(28.9%)だったが、

その内容は、地域子育て支援拠点事業や子育て短期支援事業さらには自治体の単独事業などを利用した取り組みや、関係機関との連携活動などがあげられていた。

3. 子ども虐待ケースへの支援における「有利な点」及び「困難点または課題」

質問に対する回答をKJ法によってグループ化し、それぞれ図解化した。

以後、回答から抽出した一行見出しを<>で、一行見出しをまとめた小カテゴリーを「」で、中カテゴリーを【】で、大カテゴリーを『』でそれぞれ表す。カッコ内の数字は一行見出しの数を示す。

(1) 有利な点

①一行見出しから小カテゴリー作成(表1)

児童家庭支援センターの有利な点として171の一行見出しを抽出し、それらを26の小カテゴリーにまとめた。

2けた以上の回答があった一行見出しは、<民間なので気軽に相談しやすい(25)>、<法人が行う家庭支援事業や児童福祉施設を利用できる(17)>、<24時間・365日対応できる(13)>、<相談者の要望に柔軟に対応できる(11)>、<心理士がいること(10)>だった。

②小カテゴリーから中又は大カテゴリー編成(表1)

次に26の小カテゴリーを10の中カテゴリーにまとめた。

「民間なので気軽に相談しやすい」、「強制力がないので相談しやすい」など5つの小カテゴリーは、【保護者が相談しやすい(44)】という中カテゴリーにまとめた。

「土日・夜間の対応が可能」など2つの小カテゴリーは【常時つながり、対応が可能(20)】の中カテゴリーにまとめた。「機動力があって

表1 自由記述「子ども虐待ケース支援における有利な点」のグループ化

中カテゴリ		小カテゴリ	一行見出し
保護者が相談しやすい(44)		① 民間なので気軽に相談しやすい	25
		② 強制力がないので相談しやすい	9
		③ 物理的、心理的距離が相談しやすい	5
		④ 無料なので相談しやすい	4
		⑤ 匿名で相談できる	1
児童活動センターのスタイル (33)	常時つながり、対応が可能 (20)	① 365日24時間相談できる	13
		② 土日・夜間の対応が可能	7
	迅速に対応できる(5)	① 機動力があつて小回りが利く	4
		② 地域にあるため家庭訪問がしやすい	1
	長期的・継続的な支援ができる(8)	① 人事異動が少なく継続的支援が可能	6
		② 18歳まで切れ目のない支援が可能	2
柔軟に支援しやすい(31)		① 相談者の要望に柔軟に対応できる	11
		② 権限がないので柔軟に対応できる	9
		③ 民間なので支援しやすい	5
		④ 自由度が高い	3
		⑤ 縦割り等行政でないのでマルチな対応ができる	2
		⑥ 健全育成から要支援・要保護まで幅広い支援を行える	1
法人や本体施設の機能を活用できる		① 法人が行う家庭支援事業や児童福祉施設を活用できる	17
		② 法人や本体施設には専門職がいること	7
関係機関との連携がしやすい(13)		① 地域との連携がとりやすい	8
		② 行政との連携がしやすい	5
心理・SWの専門性を活用できる(11)		① 心理士がいること	10
		② 心理とSWがいること	1
親に寄り添う支援ができる(10)		① 家族支援の視点を堅持できる	6
		② 子育て支援のスタンスで支援できる	4
虐待予防に視点を置いた支援が可能(5)		① 虐待予防に視点を置いた支援が可能	5

小回りが利く」など2つの小カテゴリは【迅速に対応できる(5)】の中カテゴリにまとめた。さらに「人事異動が少なく継続的支援が可能」など2つの小カテゴリは【長期的・継続的な支援ができる(8)】の中カテゴリにまとめた。これら3つの中カテゴリは、『児童家庭支援センターの活動スタイル』であり、活動スタイルそのものが有利な点であるという意味の大カテゴリにまとめた。

次に「相談者の要望に柔軟に対応できる」や

「権限がないので柔軟に対応できる」など6つの小カテゴリから【柔軟に支援しやすい(31)】をまとめることができた。

その他、児童家庭支援センターを運営する法人の機能が有利な点とする【法人や本体施設の機能を活用できる(24)】や【関係機関との連携がしやすい(13)】、【心理・SWの専門性を活用できる(11)】、【親に寄り添う支援ができる(10)】、【虐待予防に視点を置いた支援が可能(5)】などの中カテゴリにまとめた。

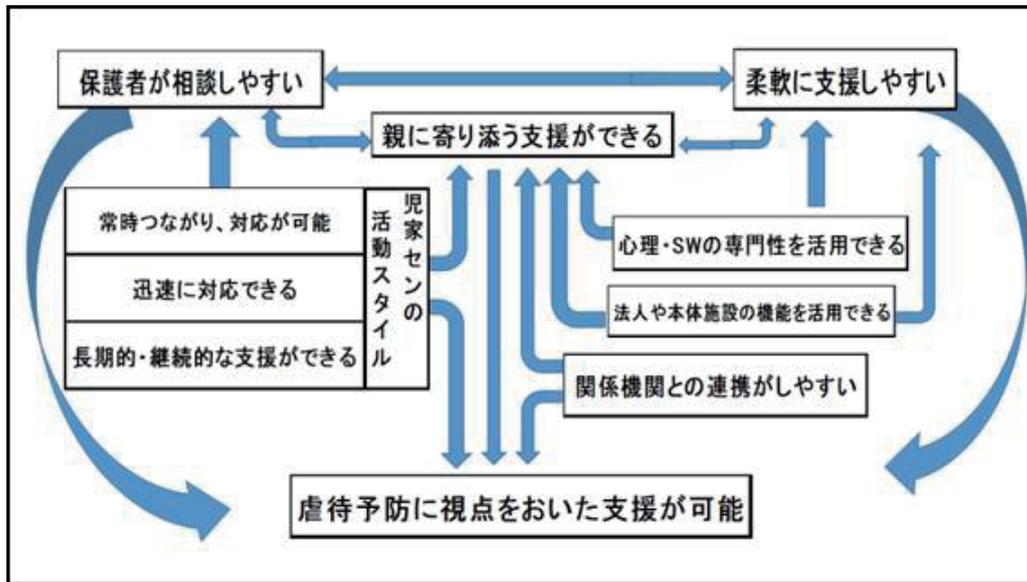


図2 自由記述「子ども虐待支援における児家センが有利な点」の図解化

表2 自由記述「子ども虐待ケース支援における困難点または課題」のグループ化

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー	一行見出し
相談支援 難が しい (48)	子ども虐待ケース がもつ複雑困難さ (29)	① 相談意思がないと相談継続が難しい	16
		② 児相からの指導委託ケースでも相談意思が希薄	3
		③ 虐待の背景への支援が難しい	6
		④ 児相への通告のタイミングが難しい	4
	制度的な困難さ (19)	① 法的権限がないため対応が難しい	15
		② 事実確認や情報収集が困難	4
関係機関との連携が難しい(32)	① 児童相談所や市町村との連携が難しい	15	
	② 他機関との情報共有の難しさ	10	
	③ 公的機関との連携が難しい	7	
人員や予算が不足 (26)	① 人員不足で十分な活動ができない	23	
	② 予算が少ない	3	
児家センが知られていない (17)	① 社会的認知度が低い	13	
	② 関係機関へ周知されていない	4	
職員の専門性の課題 (8)	① 研修・SVが不足	6	
	② 経験が不足	1	
	③ 人材不足	1	
児家センの役割が不鮮明(4)	① 位置づけが不鮮明	2	
	② 機能が明確でない	2	
要対協とのつながりが課題 (2)	① 要対協との連携方法が課題	1	
	② 要対協の中での児家センの役割が不明確	1	

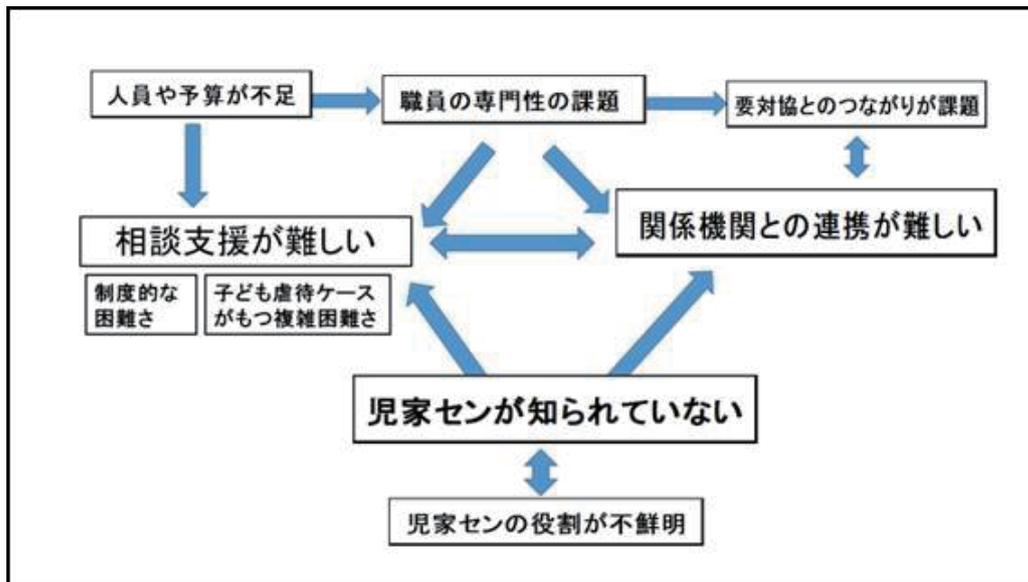


図3 自由記述「子ども虐待ケース支援における児家センの困難点または課題」の図解化

③有利な点の図解化（図2）

こうしてまとめられた10の中カテゴリーと1つの大カテゴリーのそれぞれの関係性により、図解化した。

(2) 困難点または課題

①一行見出しから小カテゴリー作成（表2）

児童家庭支援センターの困難点または課題として137の一行見出しが得られた。それらを20の小カテゴリーにまとめた。

2けた以上の回答があった一行見出しは、<人員が不足していて活動が十分にできない(23)>、<相談意思がないと相談継続が難しい(16)>、<法的権限がないため対応が難しい(15)>、<児童相談所や市町村との連携が難しい(15)>、<(児童家庭支援センターの)社会的認知度が低い(13)>、<他機関との情報共有の難しさ(10)>であった。

②小カテゴリーから中カテゴリー編成（表2）

20の小カテゴリーを、8つの中カテゴリーにまとめた。

小カテゴリー「相談意思がないと相談継続が難しい」、「虐待の背景への支援が難しい」など

は、中カテゴリー【子どもケースの複雑困難さ(25)】へとまとめられた。また、「法的権限がないため対応が難しい」などは、【制度的な困難さ(23)】にまとめられた。さらには、これら二つは、【相談支援が難しい(48)】という大カテゴリーにまとめることができた。

次に小カテゴリー「児童相談所や市町村との連携が難しい」や「他機関との情報共有の難しさ」など3つから、中カテゴリー【関係機関との連携が難しい(32)】がまとめられた。「人員不足で十分な活動ができない」など二つの小カテゴリーを中カテゴリー【人員や予算が不足(26)】にまとめた。「社会的認知度が低い」など二つの小カテゴリーを中カテゴリー【児童家庭支援センターが知られていない(17)】にまとめた。その他の小カテゴリーから【職員の専門性の課題(8)】、【児童家庭支援センターの役割が不鮮明(4)】、【要対協とのつながりが課題(2)】をまとめた。

③困難点あるいは課題の図解化（図3）

8つの中カテゴリーと1つの大カテゴリーのそれぞれの関係性をもとに、図解化した。

4. 市町村の担当ケース及び要対協への支援

市町村が扱っているケースや要対協への、センターによる支援の具体的内容を聞いた。

①個別ケースへの情報提供を行う 77 ヲ所 (92.8%)、②ケース支援について相談・協議する 75 センター (90.4%)、③市町村が担当する個別ケースへの助言を行う 46 ヲ所 (55.4%)、④市町村が担当する個別ケースへの支援をサポートする 52 ヲ所 (62.7%)、⑤要対協の運営等に関する助言を行う 30 ヲ所 (36.1%)、であった。その他 16 ヲ所 (19.3%) の内容は、乳幼児健診など他の市町村事業への支援と思われるものが記述されていた。

5. 児童相談所からの指導委託ケース

2014 年度に新たに児相から指導委託を受けた事例について聞いた。受託があったセンターは 44 ヲ所 (53.0%) で合計 156 件であった。一方、受託がなかったセンターは 37 ヲ所 (44.6%) (無答 2 センター) であった。

さらに、受託した 156 件のうちで要対協の管理ケースとなっているものは、76 件 (48.7%) であり、受託したケースの約半数であった。また、個別ケース検討会議を開催したものは、81 件 (51.9%) であった。

Ⅷ. 考察

1. 専門的知識及び技術を必要とするケースへの支援

児童家庭支援センターが行う相談事業について、運営要綱は「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う」としている。この「専門的知識及び技術を必要とするも

の」という表現は、児童福祉法及び児童相談所運営指針等において相談事例の複雑さや困難性を表す表現であり、児相と児童家庭支援センターに関して使われている。

子ども家庭福祉の相談体系のなかで、「専門的知識及び技術を必要とする」困難なケースは、要対協へ登録され、それらは要保護児童等とされる。それ故、児童家庭支援センターの主な相談対象は、要対協への登録・管理ケースへほぼ重なると言える。児童家庭支援センターの相談活動の焦点のひとつは、要対協登録ケースへの支援を如何に展開するか、にあると考える。

2015 (平成 27) 年度の全国児童家庭支援センターの年間相談実績は、28,926 件 (全国児童家庭支援センター協議会, 2016) であった。しかし、そのうち「専門的知識及び技術を必要」とするケースがどのくらいあるのか、言い換えれば、要対協の登録ケースへどのくらい応じているのかということは、不明であった。今回の調査で初めて、その一部が明らかになったと言える。

結果では、有効回答 70 センターの相談件数 23,588 件の中で要対協管理ケースは 943 件 (相談ケースの 4.0%) という低い値であった。全国の要対協への登録ケースの総数 178,610 件 (厚労省, 2013) のごく一部分であることがわかる。今回の調査の有効回答数の限界はあるものの、運営要綱が求める相談活動としては極めて不十分なものと言わざるを得ない。児童家庭支援センターによっては、要対協ケースであるかどうかを把握していないところもあることから、今後は、要保護・要支援に相当するケースへ意識的・積極的に取り組み、相談支援の質をより高めていくことが必要であると考えられる。

2. 子ども虐待ケースにおける児童家庭支援センター支援の特徴

結果では、9割以上のセンターが子ども虐待ケースへの支援を行っていた。支援の内容では電話や来所による面接、家庭訪問による面接、個別心理療法については、いずれも6割以上のセンターが取り組んでいた。保護者へのグループ面接やペアレントトレーニングなども約2割のセンターで実施しており、ケースの実情にあわせた多彩な支援が行われていることが判った。そうした支援の中で、何を「有利な点」と感じ、どういう点を「困難または課題」と考えているかについて、以下に考察する。

(1) 有利な点

有利な点の図解化(図2)から、子ども虐待ケース支援において、児童家庭支援センターならではの有利な特徴と捉えているのは、【保護者が相談しやすい】、【柔軟に支援しやすい】、【親に寄り添う支援】の3点に整理できる。

さらに、【心理・SWの専門性を活用できる】、【法人や本体施設の機能を活用できる】、【関係機関と連携がしやすい】は、前述の3つの有利な特徴を支えている。また、【常時つながり、対応が可能】、【迅速に対応できる】、【長期的・継続的な支援ができる】の3つは、大カテゴリー【児童家庭支援センターの活動スタイル】としてまとめることができ、これも同様に3つの有利な特徴を支えたと考えられる。

こうした児童家庭支援センターの活動スタイルを土台に、3つの有利な特徴から【虐待予防に視点をおいた支援が可能】へと繋がっていると言えるだろう。

(2) 困難点または課題

次に子ども虐待ケース支援の困難点または課題の図解化(図3)から、児童家庭支援センターにとって中心的な困難点または課題となってい

るのは、子ども虐待ケースへの【相談支援が難しい】と【関係機関との連携が難しい】の2つであると捉えられる。

まず、大カテゴリー【相談支援が難しい】は【子ども虐待ケースが持つ複雑困難さ】と、権限がないための【制度的な困難さ】の2つをその内容としている。また、【人員や予算の不足】と【職員の専門性の課題】の2つは、【相談支援が難しい】ことの要因と考える。子ども虐待ケースへの支援は、難しいがゆえに高い専門性をもって対応すべきだが、研修やスーパーバイザーの不足、人員や予算の不足で、十分な活動ができないという事態がある。

また、【関係機関との連携が難しい】は、他機関との連携の難しさや情報共有の難しさを内容としており、中でも【要対協とのつながりが課題】と関係している。対応が難しい子ども虐待ケースへの支援には、他機関との連携による支援が不可欠であるにもかかわらず、その連携が難しいことから相談支援がさらに困難となると考えられる。

こうしてみると、中心的な困難および課題である【相談支援が難しい】と【関係機関との連携が難しい】の2つは、相互に関連しあっている。同時に、この2つの主要な困難点は、児童家庭支援センターの社会的認知度が低く【児家センが知られていない】ことや、【児家センの役割が不鮮明】という根本的問題を背景にしていると思われる。この解決のためには、運営要綱に規定された事業の具体的内容を全センター間で早急に一致させ、全国共通の具体的な目標設定を掲げるなど、根本的な改革が必要ではないだろうか。

(3) 「有利な点」と「困難点または課題」の関連から見えてくるもの

「有利な点」と「困難または課題」の小カテ

ゴリーを比べると、同じ事柄が一方では有利と考えられ、他方では困難と捉えられているものがいくつかある。たとえば、法的権限では、困難または課題として「法的権限がないため対応が難しい」とされているが、有利な点では、強制力がないことが保護者の相談しやすさの根拠となっている。さらに、権限がないからかえって柔軟に対応できるとも考えられている。

また、相談意思については、困難または課題において相談意思がないと相談継続が難しいことから、子ども虐待ケースの困難さの根拠とされている。他方、支援に有利な点からは、相談意思が薄い子ども虐待ケースでも養育支援の側面を押し出すことで、親に寄り添う支援ができる。虐待というテーマから養育支援のテーマに転換できる児童家庭支援センターの柔軟性を発揮しながら、関係性の構築を目指すことができるとされている。

以上のように、ひとつのことが困難にも有利にも受け止められているところに、児童家庭支援センターの支援の特徴が存在すると思われる。児童家庭支援センターは、児相と市町村の間に位置し、子ども虐待ケースへの支援において独自の役割・機能を持っている。有利な点を最大限に生かし、困難点を有利な点へ変換するような専門性を大いに発揮してもらいたい。さらに、困難点を連携によって補うことは不可欠であることから、児童家庭支援センターの役割の明確化と周知に努めることが重要であろう。

3. 市町村ケースへの支援の内容

全国児童家庭支援センター協議会による「現況調査」(2015)では、市町村が対応しているケースへの支援内容として、「個別相談事例のやりとり」および「要対協への参加の有無」が明らかにされている。しかし、その内容は詳らかに

なっていない。そのため、今回、市町村が対応しているケースへの支援の具体的内容について調査した。

結果からは、77カ所(92.8%)の児童家庭支援センターが、個別ケースへの情報提供やケース支援についての協議等を市町村と共に行っていることが分かった。こうした市町村と協働する連携は進んでいるものの、「市町村が担当する個別ケースへの支援をサポートする」は52カ所(62.7%)、「市町村が担当する個別ケースへの助言を行う」は46カ所(55.4%)、「要対協の運営等に関する助言を行う」は30カ所(36.1%)にとどまっていた。この結果は、市町村への技術的助言またはコンサルテーション等の役割については、まだ十分に果たせていない児童家庭支援センターの現状を示している。

一方、全国では、30カ所のセンターがこうした市町村への技術的助言またはコンサルテーション等の支援を行っていることが明らかとなった。それは、市町村支援の貴重な経験が、それらのセンターに蓄積されていることを意味している。今後は、このような先見的な取り組みをモデルとして、共有し合いながら、機関としての専門性を高める研修等の取り組みを期待したい。

4. 児童相談所からの指導委託ケースと要対協

回答のあった83センターのうち、2014年度1年間に新規で児相から指導委託を受けたのは44センター(53.0%)で、受託ケース数は156ケースにとどまっていた。全国では、2014年度1年間に、前年度以前の受託を含めて児相からの受託ケースを指導しているのは68センター(65.4%)で、受託ケース数は349件(全国協議会、2015)とまだまだ少ない。今後、児相との連携の強化等によって、受託ケースが増加する

ように改善の必要があるだろう。

また、今回、指導委託ケースと要対協の関係を今回調査した。先の新規受託の合計 156 ケースのうち、要対協への登録ケースとなっているものは、76 ケース (48.7%) とおよそ半分に留まっていた。同様の調査を兵庫県児童家庭支援センター連絡協議会 (2016) が行っているが、兵庫県内の 6 ヶ所の児童家庭支援センターが受託した指導委託ケースは、2015 年度 52 ケースでそのうち要対協登録ケースは 36 件 (69.2%) であった。

児童家庭支援センターが受託する指導委託ケースとは、児童相談所運営指針に記されているように「施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭」である。こうした委託の趣旨からすれば、指導委託ケースは、要支援児童等であることは明らかである。それ故、要対協の登録ケースとして扱い、関係機関によるケース支援の体制が構築されることが必要である。

IX. 児童家庭支援センターの課題

子ども虐待相談件数が増加の一途をたどる中、2016 年 5 月に「児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図る」(厚労省通知, 2016) ことを目指して児童福祉法が改正された。この改正は、1947 年 (昭和 22 年) の法律制定時から改正されなかった児童福祉の理念を、時代にかなうものに改正して明確化するとともに、国・都道府県・市町村それぞれの役割や責務を明らかにするなど、「新たなパラダイムシフトを提供するもの」(松原, 2016) となった。

改正の中で特に注目されるのは、「市町村は、

基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行う」(厚労省通知, 2016) こととされ、在宅支援の主役として位置づけられた点である。また、都道府県 (児相) は、「市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術 (中略) が必要な業務」(一時保護や施設入所等、行政処分としての措置等) を行うこととされた。その結果、児相が行う在宅支援の多くを市町村が担うこととなり、今後、市町村にはその機能や専門性の強化が求められる。

こうした状況のもと、児童家庭支援センターの役割は、今後おおきく変わる可能性があるだろう。改正法の具体化を検討している厚労省の「第 8 回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の中で、座長の奥山 (2017) は「児童家庭支援センターの改革 (再定義?) (原文のママ)」を提示し、第 9 回の同検討会では、児童家庭支援センターについて率直で根源的な議論が展開された。

このような国における検討の動向を注視する一方で、児童家庭支援センターは機能強化を目指す必要があると考える。機能強化は、活動の質の担保と量の拡大を抜きには達成できないものである。

各地域の児童家庭支援センターにはそれぞれの実情がある。しかし、それらを云々する以前に、運営要綱に定められた 5 つの事業の一つひとつの具体的目標について全センターのコンセンサスを得る等を通じて、活動の質の担保を図ることが求められている。さらに、設置数の拡大、人員や予算の充実が図られることで量の拡大へ繋げることが必要であろう。

児童家庭支援センターは、今後も「保護者が相談しやすい」など他の相談機関にはない有利

な点や子ども虐待予防に視点をおいた支援の可能性など、相談活動での強みを生かした支援の在り方を推進していくことが、子ども家庭福祉における存在意義を高める方途となるだろう。

【謝辞】

本研究を行うにあたり、ご協力いただきました全国の児童家庭支援センターの皆様へ深く感謝申し上げます。

【文献】

藤田美枝子・村瀬修・小楠礼司・名倉恒夫・清水彬子（2015）児童家庭支援センターの実態調査と今後の課題. 聖隷クリストファー大学紀要 No.13, pp. 91-101

兵庫県児童家庭支援センター連絡協議会調査研究部（2016）平成 27 年度 兵庫県及び神戸市における児童家庭支援センターへの指導委託ケースに関する実態調査報告書. p13

厚労省（2013）要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況について
(<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000075571.pdf>)

厚労省（2016）児童家庭支援センター設置運営要綱（厚生省児童家庭局長通知, 2016（平成 28）年 9 月 1 日雇児発 0901 第 5 号）

厚労省（2015）「児童虐待防止対策の在り方に関する委員会報告書」（社会保障審議会（児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会） 厚労省 HP
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/>

0000095738.html)

厚労省（2016）「児童相談所運営指針の改定について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知, 2016（平成 28）年 9 月 29 日, 雇児発 0929 第 1 号）

厚労省通知（2016）「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」,（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知, 2016（平成 28）年 6 月 3 日雇児発 0603 第 1 号）

松原康雄（2016）日本子ども家庭福祉学会特別企画シンポジウム「新たな子ども家庭福祉のあり方を考える」における発言（2016 年 10 月 1 日 於・立正大学）

奥山真紀子（2016）「第 7 回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（2016（平成 28）年 12 月 28 日）資料 5 「成果として提示すべき事項（案）」p 2

崔珍姫（2012）市町村を基盤とする子ども家庭福祉体制における児童家庭支援センターの機能強化～市町村との連携性に焦点を当てて. 子ども家庭福祉学（12）, 81-92, 2012-12

全国児童家庭支援センター協議会（2015）「2014（平成 26）年度全国児童家庭支援センター運営事業実績報告書」

全国児童家庭支援センター協議会（2015）「2015（平成 27）年度全国児童家庭支援センター協議会現況調査」

【付記】

本研究は、科研費（研究課題番号 26380794）の助成を受けて行った。